

別紙

諮問第934号、第935号

答 申

1 審査会の結論

本件非開示決定及び本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成〇年度～令和〇年度の課長代理級職昇任選考における請求者（平成〇年〇月～令和〇年〇月下水道局に在籍）の①業績評価、②人事調書、③所管部における昇格順位、④局内における昇格順位、⑤人事課決定後に所属に通知した昇格者名、⑥昇格者見直しの起案・決定文書及び⑦総務局への報告内容並びに⑧令和〇年度に〇〇局、〇〇局、〇〇局へ局間異動対象者として先方に提出した書類、⑨推薦書（昇格者として扱っているかが分かるもの）、⑩先方からの回答文及び⑪他に選考過程が分かる書類、資料一式」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都下水道局長（以下「局長」という。）が令和3年10月1日付けで行った諮問第934号に係る前記①及び②の一部並びに③から⑪までに関する不存在を理由とする非開示決定（以下「本件非開示決定」という。）並びに諮問第935号に係る前記①及び②の一部を除いた残余の①及び②に関する一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）について、それぞれその取消しを求めるといふものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件非開示決定においては、不存在を理由に、請求個人情報の全部を非開示としたものである。

また、本件一部開示決定においては、条例16条6号の規定に基づき、対象保有個人情報の一部を非開示としたものである。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審議の経過

本件審査請求については、令和4年1月5日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和4年11月1日に実施機関から理由説明書を、同年12月13日に審査請求人から意見書を收受し、同年11月21日（第227回第二部会）から同年12月27日（第228回第二部会）まで、2回の審議を行った。

##### (2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### ア 審議の併合について

諮問第934号及び第935号については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

##### イ 本件請求個人情報及び本件対象保有個人情報について

実施機関は、本件開示請求に対し、別表1に掲げる本件請求個人情報1から10までについて、不存在を理由とする本件非開示決定（諮問第934号）を行った。

また、実施機関は、対象保有個人情報として、別表2に掲げる本件対象保有個人情報1及び2を特定し、非開示情報が条例16条6号に該当するとして、本件一部開示決定（諮問第935号）を行った。

##### ウ 課長代理級職昇任選考について

実施機関は、課長代理級職昇任選考に関し、真に課長代理級職にふさわしい能力を有する者を客観的かつ公平に選考するために必要な事項を定めた課長代理級職昇任選考実施要綱（以下「要綱」という。）を各年度制定している。

##### (ア) 選考対象者

審査請求人が実施機関に在籍した平成○年度から令和○年度（以下「対象期間」という。）における各年度の要綱によると、いずれも審査請求人が対象となっている一般区分における選考対象者は、基準日（当該年度の3月31日）現在2級職にあり、2級職における在職期間が5年以上かつ年齢が60歳未満の者と定められており、審査請求人は、その職務経歴から、対象期間において、選考対象者に該当している。

#### （イ）選考方法

要綱によると、選考方法は次のとおり定められている。①局長は、局の課長代理の組織需要数、選考対象者数及び今後の職員構成の変化等を総合的に勘案し、選考区分ごとに選考合格予定者数を定める。②局長は、選考合格予定者数の範囲内において、現に所属する選考対象者の中から、業績評価及び職務経歴等に基づき、昇任候補者を定める。③局長は、前記②により定めた昇任候補者に基づき、選考区分ごとに自局昇任候補者数及び他局昇任候補者数を定める。④局長は、前記③により定めた自局及び他局昇任候補者数の範囲内において、自局及び他局昇任候補者を決定する。⑤局長は、前記④により局に所属することとされた昇任候補者について、選考合格予定者数の範囲内において合格者を決定する。⑥前記④については、他の任命権者との間で、昇任候補者を調整することとする。

#### エ 本件非開示決定の妥当性について

##### （ア）本件請求個人情報1及び2について

審査請求人の主張によると、本件請求個人情報1及び2は、課長代理級職昇任選考の過程で作成された所属部及び局内における昇格順位のことで、審査請求人の順位が記載されているものとのことである。

実施機関の説明によれば、課長代理級職昇任選考では、局長が定める合格予定者数の範囲内において、業績評価及び職務経歴等に基づき総合的に判断し合格者を決定しており、昇格順位に基づき合格者を決定しているわけではないため、昇格の順位付けは行っていないとのことである。

審査会が検討したところ、要綱によれば、前記ウ（イ）のとおり、局長は、選考合格予定者数の範囲内において、現に所属する選考対象者の中から、業績

評価及び職務経歴等に基づき昇任候補者を定める旨規定されているが、昇格順位を作成し、これに基づき選考を行わなければならないという規定は存在せず、また、実施機関において、選考事務を進める上で順位付けを行う慣行があるとする特段の事情も見当たらない。このことから、課長代理級職昇任選考に当たり昇格の順位付けは行っていないため、本件請求個人情報1及び2を作成及び取得しておらず、存在しないとする実施機関の説明は首肯できるものである。

したがって、本件請求個人情報1及び2について、不存在を理由に非開示とした決定は妥当である。

(イ) 本件請求個人情報3から5までについて

審査請求人の主張によると、本件請求個人情報3は、課長代理級職昇任選考に当たり東京都下水道局職員部人事課（以下「人事課」という。）決定後に所属に通知した昇格者名、本件請求個人情報4は、審査請求人があったと主張する昇格者見直しの起案・決定文書、本件請求個人情報5は、人事課で決定したものを、総務局に報告した内容のことであり、審査請求人は人事課で昇格者の見直しをしていると考え、その確認のため、日付が記載されているもので、時系列で分かる書類とのことである。

実施機関の説明によると、昇任者の決定後、人事課は各部署に対し、課長代理級職昇任者名簿により昇任者を通知しているとのことであるが、審査請求人は昇任者ではないことから、当該名簿には審査請求人の氏名は当然記載されておらず、また、昇任者の変更を行っていないため、当該名簿による各部署への通知は対象期間の各年度に一回のみ行ったとのことである。また、総務局への報告は、昇任者について行うものとのことである。

審査会が、対象期間における課長代理級職昇任選考の昇任者の決定の起案について、事務局をして実施機関に確認させたところ、審査請求人と同一職種の昇任者の中には、審査請求人の氏名は見当たらず、審査請求人は昇任者でないことが確認された。

以上を踏まえると、本件請求個人情報3について、審査請求人は昇任者ではないことから、作成及び取得しておらず、存在しないとする実施機関の説明は首肯できるものである。

また、各部署への昇任者の通知が各年度一回のみであったことからすると、本件請求個人情報4について、昇任者の見直しを行った事実はないため、作成及び取得しておらず、存在しないとする実施機関の説明は首肯できるものである。

さらに、総務局への報告は、昇任者について行うものであることからすると、審査請求人は昇任者ではないことから総務局への報告対象とはなっておらず、本件請求個人情報5について、作成及び取得しておらず、存在しないとする実施機関の説明は首肯できるものである。

したがって、本件請求個人情報3から5までについて、不存在を理由に非開示とした決定は妥当である。

#### (ウ) 本件請求個人情報6について

審査請求人の主張によると、本件請求個人情報6は、令和○年度に○○局、○○局及び○○局へ局間異動対象者として先方に提出した書類とのことである。これに対し、実施機関は、上記中の1局に対して提出した書類として、異動に関する所属長の意見及び本人の行動に対する評価等を記載した人材情報シートを特定したが、保存年限を経過し、廃棄済みのため存在しないとしている。

審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、本件請求個人情報6の保存期間は、東京都文書管理規則（平成11年東京都規則第237号。以下「規則」という。）で定められた保存期間の基準により1年とされ、また、東京都下水道局文書管理規程（平成16年下水道局管理規程第23号。以下「規程」という。）に基づき実施機関が定めた文書保存期間・移管基準表によっても1年とされている。

この点について検討するに、保存期間が満了する日は、規則及び規程により、当該公文書を職務上作成し、又は取得した日の属する会計年度の翌会計年度の初めから起算して当該保存期間が表示する期間の終了する日と規定され、本件請求個人情報6については、開示請求日時時点で保存期間が満了する日を経過しているため、既に廃棄済みであると考えるのが相当である。

これらを踏まえると、本件請求個人情報6が存在しないとする実施機関の説明は首肯できるものであり、他にその存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらない。

したがって、本件請求個人情報6について、不存在を理由に非開示とした決定

は妥当である。

(エ) 本件請求個人情報7から9までについて

審査請求人の主張によると、本件請求個人情報7は、実施機関が局間異動対象先に渡しているとする推薦書であり、審査請求人を昇格者として扱っているかが分かるもの、本件請求個人情報8は、本件請求個人情報7に対する先方からの回答文、本件請求個人情報9は、他に選考過程が分かる書類、資料一式であり、審査請求人の個人情報が記載されている書類で、審査請求人を課長代理級職昇格者として扱っている書類等とのことである。

実施機関の説明によれば、課長代理級職昇任選考の過程に当たり、推薦書自体必要としていないことから、推薦書は作成しておらず、それに対する回答文も取得していないとのことである。また、他に選考過程が分かる書類、資料一式についても作成していないとのことである。

審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、課長代理級職昇任選考は、要綱に則って実施しており、推薦書や回答文のやり取り及び他に選考過程が分かる書類等の作成・取得を必要とする規定は存在しないとのことだった。また、実施機関に推薦書等を作成する慣行があるとする特段の事情も見当たらないことから、課長代理級職昇任選考の過程において、本件請求個人情報7から9までを作成・取得しておらず、存在しないとする実施機関の説明は首肯できるものである。

したがって、本件請求個人情報7から9までについて、不存在を理由に非開示とした決定は妥当である。

(オ) 本件請求個人情報10について

審査請求人の主張によると、本件請求個人情報10は、本件請求個人情報1から5まで及び課長代理級職昇任選考被選考者調書に関する平成〇年度の書類とのことである。

実施機関の説明によると、審査請求人が実施機関に在籍していたのは、平成〇年度の翌年度からであり、実施機関は審査請求人の異動前の局（以下「前局」という。）から本件請求個人情報10を取得したことはないとのことであった。また、実施機関に前局から当該情報を取得しなければならない特段の事情も見当た

らないことから、本件請求個人情報10を作成及び取得しておらず、存在しないとする実施機関の説明は首肯できるものである。

したがって、本件請求個人情報10について、不存在を理由に非開示とした決定は妥当である。

#### オ 本件一部開示決定の妥当性について

実施機関は、本件開示請求に係る対象保有個人情報として、課長代理級職昇任選考被選考者調書である本件対象保有個人情報1及び2を特定し、選考の判断等に必要とされる情報（以下「本件非開示情報」という。）を条例16条6号に該当するとして非開示とする本件一部開示決定を行った。

審査会が見分したところ、本件非開示情報には、課長代理級職昇任選考に係る事務に関し、選考対象者に関する意見や評価、選考に必要な項目及び判断等が記載されていることが確認された。

実施機関の説明によると、本件非開示情報には、選考の事務に関し、事務の過程又は基準といった合格者を決定する上で秘匿性の高い情報が記載されており、開示することにより、公正な判断が行えなくなることで、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

審査会が検討するに、本件非開示情報が開示されると、今後の昇任選考において、昇任選考対象者は事前に評価基準・評価項目等を予測することが可能となり、昇進のみを目的とする選考対策や職務行動がなされることで、課長代理級職員としてふさわしい昇任候補者及び合格者の決定の判断を適正に行うことが困難となり、選考事務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、選考対象者に関する意見や評価等に係る情報が開示されるとなると、仮に本人の意に沿わない評価等が記載されている場合には、本人が評価等の真偽や詳細等確かめるために、評価等を行った者に対して必要以上の接触や抗議を行うといったトラブルの発生が想定され、これを回避するために、評価等を行った者が本人の感情や反応を考慮して記載内容を正確に記録することを躊躇し、内容を簡略化するなど、被選考者調書の記載が形骸化するおそれがあり、選考事務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報は条例16条6号に該当することから、当該情報を

非開示とした本件一部開示決定は妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、藤原 道子

別表1 本件請求個人情報

諮問番号	決定	本件請求個人情報	
第934号	本件非開示決定	1	所属部における昇格順位
		2	局内における昇格順位
		3	人事課決定後に所属に通知した昇格者名
		4	昇格者見直しの起案・決定文書
		5	総務局への報告内容
		6	令和〇年度に〇〇局、〇〇局、〇〇局へ局間異動対象者として先方に提出した書類
		7	推薦書
		8	先方からの回答文
		9	他に選考過程が分かる書類、資料一式
		10	上記1から5まで及び課長代理級職昇任選考被選考者調書について平成〇年度の書類

別表2 本件対象保有個人情報

諮問番号	決定	本件対象保有個人情報	
第935号	本件一部開示決定	1	平成〇年度課長代理級職昇任選考被選考者調書
		2	平成〇年度課長代理級職昇任選考被選考者調書